

平成 22 年度 第 2 回浦安市環境審議会 会議要旨

1 . 開催日時 平成 22 年 11 月 12 日 (水) 午後 3 時 ~

2 . 開催場所 浦安市役所 第二庁舎 2 階 204・205 会議室

3 . 出席者

(委員)

柳憲一郎、奥真美、古賀典道、上野菊良、今西美和子、小林恵子、
武藤睦美、加藤里行、伊藤努、吉岡比呂志

(事務局)

都市環境部長 長峰敏幸、都市環境部次長 永井一彦、
環境保全課長 岡本光正、同課課長補佐 金子和男、
同課環境計画係長 平林俊明、
同課環境計画係 杉町順子、篠原太一、千葉百恵子

4 . 内 容

- (1) 都市環境部長あいさつ
- (2) 平成 22 年版 浦安市環境基本計画年次報告書 (案) について
- (3) その他

5 . 配付資料

- (1) 平成 22 年版 環境基本計画年次報告書 (案)
- (2) 公共施設における地球温暖化対策
~ 第 3 次浦安市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 案

6 . 会議経過

平成 22 年度版 浦安市環境基本計画年次報告書 (案) について

・説明

平成 22 年版 浦安市環境基本計画年次報告書 (案) について事務局より説明を行った。

・質疑

(会 長)

前回の意見をふまえた修正箇所と説明が不十分だったところの補足があった。何かご質問はあるか。

(委 員)

騒音関係で要請限度という言葉が出てきたが、要請限度とは、騒音規制

法で表記されていて、基本的には交通関係の公安委員会に要請することになっており、速度規制や信号を設けること等を意味すると思う。道路構造の変更等については、道路管理者に市町村から意見を述べることができるということではなかったか。

(事務局)

表には要請限度という表現を適用させていただいております。実態としましては39ページ【自動車騒音・振動】の5行目に「道路管理者に対して、騒音・振動の低減のための取り組みについて要請している」と記述してあるとおり、ここでいう要請限度とは、道路管理者に対して要請をしているということです。41ページ表の要請限度とは、あくまでも公安委員会に申し立てている要請限度で、その数値のレベルを表記しています。

(委員)

どこかに道路管理者にという表記はなかったか。

(事務局)

道路管理者にという表記は、41ページの表中にはございません。39ページには、要請の表記がありますが、お願いというかたちになります。

(委員)

専門用語で要請限度という言葉があるので、紛らわしくないように、違う表現で記述したほうがよいのではないか。

(事務局)

要請ではなく違う表現に修正させていただきます。

(委員)

82ページの地球温暖化実行計画の中段に、「小中学校の冷暖房機器を設置したことにより、平成16年比で1.1%増加した」とあるが、事業を行えば、全ての事業でCO2排出を伴うのに、増加の原因を小中学校の冷暖房器設置と決め付けてしまってよいのか。それが悪いことかどうかの問題にすり替わってしまう場合もあるので、違う表記にしたほうがよいのではないか。

(事務局)

委員のご指摘のどおり、記述を修正させていただきます。

(委員)

80ページに二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器(通称エコキュート)

とあるが、どちらかというエコキュートという名称が一般的になっているので、エコキュート(二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器)としたほうが市民もわかりやすいのではないか。

(事務局)

確かにエコキュートという名称のほうが一般的にもなじみの深いものだと思います。補助金要綱は通称名では作れないこともあり、商品の特徴をとった名称、二酸化炭素を冷媒としてまわすヒートポンプ給湯器(二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器)を対象としている国の補助金の要綱に合わせて市補助金要綱を策定したため、同じ名称を入れております。特段、支障がなければわかりやすい表記にしたいと思いますので、検討させていただきます。

(委員)

3点ほどある。1点目は、前半のグラフについて、前回は環境基準年の16年度もグラフ中に入れてほしいと言ったのだが、入っていない。基準年のデータはあったほうが、時系列で見るときにも、より参考にもなると思う。少し詰めればグラフに16年度も入ると思うのになぜ入っていないのか、その理由を聞かせてほしい。2点目は、地盤沈下の測定地点に新町地区がないことについて、県の説明が近傍の監視で充分だという説明があったとの記述があるが、あの距離はそんなことが言える距離なのか。市は県の説明に納得しているのか。3点目は、82ページに13.8%減少したとあるが、廃棄物燃焼がごみの減少というのであれば、ここで13.8%と記述があってもおかしくはないと思うが、それが無いのはどうしてなのか。あともう1点。80ページの太陽光発電フォーラム2009 in うらやすのところ表記が合わないので、訂正したほうがよい。

(事務局)

まず1点目のグラフについてですが、これまで年次報告書を作成してまいりましたが、グラフは過去の経年5年間を表記しており、今までの年次報告書は、(平成16年度より5年以内だったので)基準年の平成16年が含まれていたものです。これを6年分に増やしたときに、通常5年経年に入れていたところに基準年16年をうまくいれられるものであれば検討したいと思います。

(委員)

昔みたいに判で作っているのであればともかく、今はいくらでもパソコンでできるのではないのか。

(事務局)

グラフについてはボリューム等と勘案し、いただいたご意見を参考とさせていただきます。2点目の地盤沈下については、公共用水の汲み取り等から県が測定しているものです。過去に浦安で沈下の事例が多かったことから、測定場所を増やしてもらった経緯があります。そのため、移設なども含め、改めて県には働きかけをしていきたいと思っております。また、基準点についても市が勝手につくることはできず、国に相談しなくてはならないため、どのようなかたちでできるかは内部でも現在、話をしているところですので、課題として捉えております。

(委員)

必ずしも同じ制度でやらなくても、市としてどれくらい自分の地域で地盤沈下が進んでいるかというのをチェックするという意思はないのか。前回、会長からも防災的な観点からも必要ではないのかという話があったが、状況把握をしていないで大地震が起きたとき、市が対策を取らずに放置したため被害が拡大したら市の責任になるがどうなのか。

(事務局)

防災上の観点になると、担当ではないため、的確なお答えはできません。この地盤沈下に対しては、公共用水の汲み取り等で沈下がどうなっているのかという観点のものになります。自然圧密については、第2期埋め立てのところでも実際に沈下しているところもあれば隆起しているところもあるため、因果関係がつかめないということもあります。

(委員)

例えば、水準点がU-13, U-14, U-16は第1期埋め立ての公的な水準である。今現在、このようなものがあるので、あと何年経てば落ち着いて、新たな水準点が設けられるかは県に確認しておいたほうがよいと思う。

(委員)

47ページ【地盤沈下】に、その結果として、「県では、同地域における地盤沈下については、隣接して設置している水準点により監視は可能であるとの見解がありました。」とあるが、これは「県は何もやらない。」という意味なのか。要請はしたけれども、今ある水準点で監視が可能である、では、どうやって監視するのかわからない。市の報告書なので、県の見解であるならば、この文章は抜いたほうがよいのではないか。

(会長)

市は県に要請をしていて、今後も要請を続けるのかどうかを記述すればよい内容である。県の見解は、年次報告書に記述しても意味がないことで

あり、年次報告書は、その趣旨の報告書ではない。

(委 員)

県が何もしないので仕方がないと、とられてしまうのではないかと思う。

(事務局)

記述を修正し、引き続き要請をしてみたい。

(委 員)

同 4 7 ページの【本市の地盤沈下変動】で、船橋市高根台 1 . 7 1 c m (F - 3 4 水準点) とあるが、地盤沈下測定地点の図には、この記述はない。船橋市の話はここで必要なのか。

(事務局)

県で公表している内容を記載しているため、葛南地域の 6 市についても記述していますが、直接的に船橋市は関係はないため、削除させていただきます。

(会 長)

測定点に記述がない情報なので、削除をしたほうがよい。

(委 員)

7 7 ページの下から 5 行目、温室効果ガス排出量は 2 8 , 6 5 7 k g C O 2 とあるが、トンの間違いではないか。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。単位を千 K g - C O 2 と訂正させていただきます。

(委 員)

8 3 ページ真ん中表【燃料別使用量】に、天然ガスと都市ガスとあるが、天然ガスとはどのような用途で使用しているものなのか。また、基準年目標年と比べて数値が激減しているがどうしてなのか。

(事務局)

天然ガスと都市ガスで分けている理由ですが、天然ガスは、天然ガス自動車に使用する天然ガス燃料のことで、都市ガスは、施設等で設備に利用する都市ガスを示しています。天然ガス使用量が基準年と比べ激減している理由は、おさんぽバスの車両が変わり、燃料が天然ガスから転換したためです。

(会 長)

どうしてこんなに減ったのか市民も思うと思うので、理由を欄外にでも記述しておいたほうがよい。

(事務局)

誤解を招かないように、記述させていただきます。

(委 員)

天然ガスが減少した分は、軽油が増えたのか。

(事務局)

はい。その分は軽油が増えています。

(委 員)

先程質問をした、3点目の質問に対する答えはどうなっているのか。

(事務局)

廃棄物からのCO₂排出量の計算は、国のマニュアルで決まっていて、ごみの総量から水分を引きプラスチックの割合に係数を掛け温室効果ガス排出の計算をしています。そのため、70ページのごみの表と廃棄物燃焼施設の温室効果ガス排出量の13.8%減少は同じ数値にはなりません。

(委 員)

13.8%減少についても、それだけ数値が減っているのだから、もう少しアピールした記述をしたほうがよいのではないかと。

(委 員)

81ページ表のビナスプラザのところで、施設内の電力を補うために、天井に太陽光パネルを設置とあるが、屋根の間違いではないかと。

(事務局)

屋根という表記に訂正させていただきます。

(委 員)

発電能力が斎場にしか記載がないので、ほかもわかるのであれば記載したほうがよい。

(事務局)

担当課に確認をし、わかるところは追記させていただきます。

(委 員)

39ページの【自動車騒音・振動】で「今後の改善策について検討していただくよう要請しました。」とあるが、「検討するよう要請しました。」でよいのではないか。

(事務局)

ご指摘のとおり訂正させていただきます。

(会 長)

ほかに質問等が無いようなので、以上で環境基本計画年次報告書についての質疑応答を終了とする。続いて、その他として市が事業所として市役所や学校など公共施設から排出している温室効果ガスの削減について事務局から説明をお願いしたい。

その他

・説明

公共施設における地球温暖化対策～第3次浦安市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～案の説明を行った。

・質疑

(会 長)

ただいま事務局からの説明について、なにか質問はあるか

(委 員)

4ページについて、第1次浦安市地球温暖化対策実行計画の最終年(H17)は723万kg-CO₂とあるが、第2次地球温暖化対策実行計画の基準年(H16)は3093万kg-CO₂となっており、16年と17年をみても逆転していて、よくわからないので教えてほしい。

(事務局)

第1次計画と第2次計画では、検討の時期が違ふことで排出係数や対象施設等の計画の中身が違います。

温室効果ガスにするための排出係数について、一般的に京都議定書等の世界的なものは毎年最新の排出係数に変えて計算するのですが、環境省のマニュアルでは、実行計画は基準年の排出係数に固定して計算しています。

第1次計画は平成11年の基準、第2次計画は、平成16年の基準になり、そのタイミングで係数を入れ直して、計算をし直しているというのが、1つの要因として大きく変わったところです。

もう1つの要因は、第1次計画は、平成11年当時にあった施設を対象としていたのですが、第2次計画の基準年16年度時では、平成11年に降に新規開設した施設を、追加しています。先ほどご説明した簡易省エネ

診断の対象となっている健康センターなども第1次計画当時ではなく、そういった施設がどんどん増えたというのが、もう1つの大きな要因といえます。

(委員)

係数が極端に上がりすぎていないか。

(委員)

それは、第1次計画のときに、今から考えればすごく甘く見積もった係数を使っていたということなのか。係数そのものが変わったということなのか。

(事務局)

係数が変わったというのはあるのではないかと思います。計算方法についても、国のガイドラインが何回も大きく変わったこともあります。また、第1次計画では対象としていなかったものを第2次計画では対象としたものもあるので、5年ごとに作ると整合的には見にくいところもあります。長期目標というよりは、5ヶ年計画という形で、順次進行していく計画だと考えます。

(委員)

例えば、状況が全然変わっていない施設の第1次計画と第2次計画とでは、係数が変わったことによって実際にどれくらい数値が変わっているのか。

(事務局)

今、手元に資料を持ってきていないので、わかりかねます。

(委員)

排出係数が変われば排出量も大きく変わってきてしまうこともあると思う。自治体によっては、削減努力がどれだけ反映されているのか、最新の係数を使って計算をすると見えなくなってしまうこともあるので、係数を固定させて計算をし、増減がわかるように、最新の係数を使っているものと、固定させた基準年のものとの併記するとかの工夫をしているところもある。市の努力がどの程度なのか把握できるよう係数の固定性をとるなどの発想や工夫は必要だと思う。

それともう1点、事務事業を対象とした実行計画の策定はするが、地域実行計画を策定しないということでのよいのか。

(事務局)

今回、事務事業編をご報告させていただきました。区域施策編といわれる市域、浦安市でいうと16.98平方キロメートルの面積すべてに係る市民・事業者・市・滞在者などすべての方々、各主体からの温室効果ガス発生削減に向けた地域計画と呼ばれるものは、今のところ法律上、ある一定規模以上の人口の都市については、義務付けがされていますが、小さな都市については、まだ義務付けはされていない状況です。

近隣では船橋市は義務付けがされており、市川市では、その前段階の地域推進計画というもので、1度ご検討をされたという状況だと伺っております。ただ、近隣と比べると規模があまりにも違うという認識をしております。

決して、やらないことを決めるということはありませんので、状況を常に捉えつつ、しかし現段階では、法的に義務がないため、実施が難しいという面があります。排出量の計算が浦安市単体で集計ができるわけではなく、千葉県の数字を人口で案分する方法になるため、削減努力が反映されないということがあり、浦安市のような小さい市だとなかなか身近な数値を出すことが難しいところがあります。そういったところをしっかりと低炭素社会に向けた取り組みを進めていけるような方向で整理し、問題点も乗り越えられればと考えているところです。

(委員)

他市と比べて、浦安市の排出量がどの程度か比較できるものはないのか。

(事務局)

計画を進めるときに近隣市を参考に探したりするのですが、直接的に比較に適した良い数値が出ているところは無い状況です。もう少し探してみたいと思っております。

(委員)

7ページに明海南小学校の太陽光発電のパネルの写真があるが、これで20キロワットが出来る大きさということなのか

(事務局)

7ページに載っている写真は、全部撮りきれないため、もっとパネル数は多くあります。

(委員)

64キロワットで年間26トンも削減できるということならば、この4倍の面積ならば、明海南小学校だとほとんどを賄える計算になる。屋根すべてに太陽光パネルを設置したらかなり発電できるということなのか

(事務局)

全部敷き詰めれば、面積は広がりますが、その分、耐震や、反射などの近隣トラブル等が問題となります。それらの点に気を付けながら、学校担当課で、進められるところは進めているところです。

(委員)

第3次計画(案)規準年排出量が19,000トンとあるが、第2次の最終年をみると、13,000トンである。この差が、係数の違いということによいのか。

(事務局)

今回、第3次計画に向けて変わっている部分は施設の部分と排出係数の違いになります。また、第2次計画以降にガイドラインが平成19年に改定されているとご紹介しましたが、計算方法も一部変わっているところもあります。

今回は、専門の業者に計算をしてもらった段階のご報告になりますが、現在、担当課より第3次計画をつくるために数値の報告をあげてもらっており、その数値が間違っていないのかということを確認しているところですので、今後、数値は変動するかもしれません。

(会長)

計画の経緯で第1次から第2次、第3次というように経年的にデータをどうしていくか、基準年と排出係数とその都度、変わってしまうと見ていくとよくわからないこともあるので、その点は先ほど委員からの指摘もあったが、他の自治体での取り組みなどを参考にしてみるとよいのではないかと。その他として、公共施設における地球温暖化対策についての質疑は終了する。

以上で、本日の環境審議会を終了します。

閉 会